

# マリンレジャー事業者の皆さんへ



～あなたの事業所はスノーケリング業の届出は済んでいますか？～

令和3年5月1日から『沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例』が改正施行され、新たに『スノーケリング業』が海域レジャー事業の1つとして追加されました！



## スノーケリング業に関するQ & A



**Q 私の店舗はビーチエントリーでスノーケルしてるけど、届出必要なの？**

**A** エントリー方法（船・ビーチ）に関係なく、業としてスノーケリング客の案内（ガイド）を行っていただければ届出が必要になります。

**Q 私の店舗は潜水業・プレジャーボート提供業の届出済みなので、新たに届出する必要はないよね？**

**A** すでに届出済みの業者でも、スノーケリング客の案内（ガイド）を行っているのであれば、新たにスノーケリング業を届出する必要があります。

なお、改正条例の施行日（令和3年5月1日）以前に、潜水業やプレジャーボート提供業の届出によってスノーケリング業を営んでいた場合は、みなし業者として、令和3年11月1日までの間に届出をするよう猶予期間が設けられています。

**Q 私の民宿のお客さんがスノーケリングをしたいと言うから海に連れて行って一緒にスノーケリングポイントの案内（ガイド）してるけど、民宿の届出してるからスノーケリング業の届出はしないでいいよね？**

**A** スノーケリング客の案内（ガイド）を行っているのであれば、スノーケリング業の届出をする必要があります。

「スノーケリング機材のレンタル」、「スノーケリング場所までの送迎」のみを行っている場合、届出は不要ですが、スノーケリングを行う者に対して「ライフジャケットの着用」「スノーケリングの器具の習熟」「複数人で利用」「危険な場所でのスノーケリングをさせない」等の事故防止対策を徹底するようにお願いします。

**Q 届出しないでスノーケリング業を営んだら、どうなるの？**

**A** 無届けの状態でもマリンレジャー事業を営み続けた場合は、「検挙」され、罰金が科せられるとともに、以後3年間マリン事業等の届出ができなくなる場合があります！！

**Q 届出について問い合わせたいが、どこに連絡するの？**

**A** 届出に関して不明な点があれば、那覇警察署地域課（水上安全対策係・098-836-0110）迄お問い合わせ下さい。



適正・適法な届出を行い、利用者が安全に安心して利用することができるマリンレジャーを提供しましょう。